

株主各位

東京都江東区新砂1丁目2番8号

オルガノ株式会社

代表取締役社長 橋本 喜代志

第64回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の当社第64回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬具

記

- 報告事項**
1. 第64期 平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容及びその監査結果を報告いたしました。
 2. 第64期 平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで 計算書類の内容報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
本件は、原案どおり承認可決されました。なお、期末配当金につきましては、当社普通株式1株当たり金6円、総額345,882,672円、その効力が生じる日を平成21年6月29日とすることに決定されました。

- 第2号議案** 定款一部変更の件
本件は、原案どおり承認可決されました。
「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済

合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社定款につき、次のとおり所要の変更を行いました。

(1) 決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の定めを廃止する定款変更決議をしたものとみなされているため、旧定款第7条(株券の発行)及び第8条(単元株式数及び単元未満株券の不発行)第2項を削除するとともに、旧定款第12条(株主名簿管理人)第3項の株券喪失登録簿に関する定めについても削除いたしました。

ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間、これを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けました。

(2) 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、旧定款第9条(単元未満株式についての権利)及び第12条(株主名簿管理人)第3項の実質株主及び実質株主名簿に関する定めを削除いたしました。

(3) その他上記変更に伴い、条数の変更を行いました。

第3号議案 取締役7名選任の件

本件は、原案どおり橋本喜代志、傳田正彦、近藤昭夫、田中康彦、飯塚 廣、中村聖和の6氏が再選され、力武一夫氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり川村克彦氏が再選され、就任いたしました。

第5号議案 補欠監査役2名選任の件

本件は、原案どおり志田義廣氏が監査役小柴 勲氏の補欠として、櫻田吉則氏が社外監査役の補欠として選任されました。

以上

配当金のお支払いについて

第64期期末配当金は、同封の「期末配当金領収証」により、平成21年6月29日から平成21年7月31日までの期間内にゆうちょ銀行全国本支店及び出張所並びに郵便局（銀行代理業者）にてお受け取り願います。

なお、お受け取りの際は「期末配当金領収証」裏面記載のご注意等をご覧ください。

また、金融機関口座振込みをご指定の方には、「配当金計算書」及び「お振込先について」を同封いたしましたので、ご確認願います。（株式数比例配分方式を選択された場合の配当金のお振込先につきましては、お取引のある証券会社へお問い合わせください。）

配当金領収証で配当金をお受け取りの株主様へ

租税特別措置法の平成20年改正（平成20年4月30日法律第23号）により、平成21年1月以降にお支払する配当金について、株主様宛に配当金額や源泉徴収税額等を記載した「支払通知書」を送付することが義務付けられました。

平成21年中にお支払いいたしました配当金に係る「支払通知書」は、本年末又は来年初に株主様に送付させていただきます。なお、「支払通知書」は、確定申告を行う際の添付資料としてご使用いただくことができます。

また、口座振込を指定されている株主様につきましては、同封しております「配当金計算書」が「支払通知書」となりますので、お手元にご保管ください。

株主様のご住所・お名前に使用する文字に関してのご案内

株券電子化実施に伴い、株主様のご住所及びお名前の文字に、証券保管振替機構（ほふり）で指定されていない漢字等が含まれている場合には、その全部または一部をほふりが指定した文字又はカタカナに置き換えのうえ、株主名簿に記録いたしております。この場合、株主様にお送りする通知物の宛名は、ほふりが指定した文字となりますのでご了承ください。

なお、株主様のご住所・お名前として記録されている文字につきましては、お取引のある証券会社へお問い合わせください。

単元未満株式の買増及び買取に関して

単元未満株式（1～999株）をご所有の株主様は、単元株式（1,000株）にまとめるため、当社に対して単元株式数に不足する数の当社株式の買増を請求することができます。または、当社に対して単元未満株式の買取を請求することができます。

買増及び買取に係る請求の手續につきましては、証券会社の取引口座をご利用の際は、お取引のある証券会社を通じて行っていただくこととなりますので、株主様のお取引のある証券会社にお申し出ください。

なお、証券会社に口座が無い場合、特別口座が開設されました株主様につきましては、下記特別口座の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座の口座管理機関及びご連絡先

口座管理機関	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
連絡先 〔郵便物送付先〕 〔電話照会先〕	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 中央三井信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-78-2031（フリーダイヤル）
取次窓口	中央三井信託銀行株式会社 全国各支店 日本証券代行株式会社 本店及び全国各支店

ご注意

単元未満株式の買増及び買取の請求につきましては、3月31日及び9月30日を含む各々それ以前の一定期間は受付を停止させていただくほか、当社及び証券保管振替機構が別途必要と認める場合は受付停止期間を設ける場合がございます。

以上